

令和元年（2019年） 月 日

箕面市教育委員会  
教育長 藤迫 稔様

箕面市立 学校  
校 長

いじめ防止対策推進法に基づく  
重大事態について取り扱うべき事案について  
（ 報 告 ）

下記より、本校の事案について、いじめ防止対策推進法第 28 条の規定により重大事態が発生したものととして同法第 30 条に基づく報告を行います。

記

①校名

②対象生徒 ○年生 ○○児童（生徒）（例 5 年生 女子児童の様に記載）

③欠席日数

④報告の時点における対象生徒の状況

⑤重大事態に該当すると判断した根拠（いじめの概略も）

・  
・

⑥方針

・  
・

令和 年 ( 年) 月 日

箕面市教育委員会  
教育長 様

箕面市立 学校  
校長

### 重大事態調査結果報告書

#### 1. いじめの発覚と重大事態とした根拠

いじめ発覚の 経緯					
重大事態※ 該当項目に○	生命心身財産		不登校		被害児童生徒・保護 者からの申し立て
重大事態 とした根拠					
いじめの 発生年月日と 覚知年月日	発生年月日	年 月 日	覚知年月日	年 月 日	
	学年・組	名 前	学年・組	名 前	
被害児童生徒					
加害児童生徒					

※いじめの重大事態

生命心身重大事態・・・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。

不登校重大事態・・・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 2. 調査結果

調査主体（該当項目に○）	当該学校		教育委員会	
調査を行う組織構成				
いじめの態様	冷やかし、からかい、悪口 ひどく殴られる、蹴られる			
	学年・組	名 前	学年・組	名 前
被害児童生徒				
加害児童生徒				
いじめの概略				
いじめを生んだ背景事情				
児童生徒の人間関係				

### 3. 対応状況と今後の対応方針

対応状況	
当事者や 保護者への 調査結果の説明	
今後の 対応方針	